



長野県報

6月16日(木)
平成23年
(2011年)
第2276号

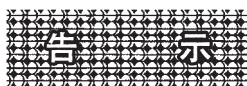
目次

告示

| | |
|--|---|
| 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康長寿課) | 2 |
| 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室) | 2 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害者支援課) | 2 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害者支援課) | 4 |
| 身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害者支援課) | 5 |
| 保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課) | 5 |
| 解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) | 6 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) | 6 |
| 昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) | 7 |

公告

| | |
|--|----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課) | 7 |
| 平成24年度長野県看護大学編入学生の募集(医療推進課) | 8 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(経営支援課) | 8 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課) | 9 |
| 平成24年度長野県農業大学校農学部学生の募集(農業技術課) | 10 |
| 平成9年6月2日付け長野県公告(森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林および被害拡大防止森林の区域の指定)の一部改正(森林づくり推進課) | 13 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可(3件)(都市計画課) | 13 |
| 一般競争入札(管財課) | 14 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課) | 14 |
| 地方公務員等共済組合法に基づく平成22年度決算の要旨(市町村課) | 16 |
| 一般競争入札(特別支援教育課) | 17 |



長野県告示第439号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。
平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|---------------|---------------|-----------|
| やまざき医院 | 千曲市上徳間346 | 平成23年6月1日 |
| クオール松本薬局 | 松本市中央2丁目5-20 | 平成23年6月1日 |
| 川上村訪問看護ステーション | 南佐久郡川上村大字原308 | 平成23年6月1日 |

健康長寿課

長野県告示第440号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

短期入所生活介護

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|---------------|-----------------------|------------------|-----------|
| 社会福祉法人なごやか福祉会 | 地域密着型小規模特別養護老人ホームかがやき | 長野県駒ヶ根市赤穂14番地892 | 平成23年6月8日 |

2 指定介護予防サービス事業者

介護予防短期入所生活介護

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|---------------|-----------------------|------------------|-----------|
| 社会福祉法人なごやか福祉会 | 地域密着型小規模特別養護老人ホームかがやき | 長野県駒ヶ根市赤穂14番地892 | 平成23年6月8日 |

健康長寿課介護支援室

長野県告示第441号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 診断に当たる障害別 | 診療を行う医療機関の所在地及び名称 |
|-------|---------------------------|----------------------------------|
| 木下 淳 | 肢体不自由 | 松本市沢村1-10-25 木下整形外科・小児科 |
| 道面 尚久 | 腎臓 ぼうこう又は直腸 | 伊那市小四郎久保1313-1 伊那中央病院 |
| 呂 旭原 | 聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく | 飯田市八幡町438 飯田市立病院 |
| 草間 啓 | ぼうこう又は直腸 | 飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院 |
| 中村 幸男 | 肢体不自由 | 駒ヶ根市赤穂3230 伊南行政組合 昭和伊南総合病院 |

| | | |
|--------|--|--|
| 荒居 琢磨 | ぼうこう又は直腸 小腸 | 岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院 |
| 花田 道枝 | 視覚 | 岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院 |
| 田北 博保 | 視覚 | 須坂市上中町178-7 市川眼科医院 |
| 山口 浩史 | 平衡 音声・言語 そしゃく 肢体不自由 | 松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団 慈泉会 相澤病院 |
| 角田 俊治 | 肢体不自由 | 佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院 |
| 菊池 典雄 | 呼吸器 | 上水内郡信濃町大字柏原380 信濃町立信越病院 |
| 千木良 正機 | 肢体不自由 | 下伊那郡松川町元大島3159-1 下伊那赤十字病院 |
| 竹花 卓夫 | 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 | 佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 |
| 長谷川 健 | 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 | 佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 |
| 馬渡 栄一郎 | 心臓 呼吸器 | 佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 |
| 會田 小百合 | 聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく | 佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 |
| 宮崎 大吾 | 肢体不自由 | 佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 |
| 穴戸 康恵 | 肢体不自由 | 佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 |
| 鈴木 史恭 | ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓 | 上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人 国立病院機構 信州上田医療センター |
| 高橋 治夫 | 音声・言語 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 | 下伊那郡阿南町北條2009-1 地方独立行政法人 長野県立病院機構 長野県立阿南病院 |
| 紅谷 知影子 | 腎臓 | 小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院 |
| 高梨 哲生 | 肢体不自由 | 松本市渚1-7-45 医療法人抱生会 丸の内病院 |

| | | |
|--------|-------|--|
| 鳥越 一郎 | 肢体不自由 | 茅野市玉川4300 組合立 諏訪中央病院 |
| 石曾根 新八 | 肝臓 | 松本市渚1-7-45 医療法人抱生会 丸の内病院 |
| 柳田 卓也 | 肢体不自由 | 飯田市八幡町438 飯田市立病院 |
| 吾妻 俊彦 | 呼吸器 | 上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人 国立病院機構 信州上田医療センター |
| 村山 秀喜 | 肢体不自由 | 塩尻市宗賀1295 医療法人社団 敬仁会 桔梗ヶ原病院 |

障害者支援課

長野県告示第442号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 変更前の医療機関の 所在地及び名称 | 変更後の医療機関の 所在地及び名称 |
|-------|------------------------------------|--|
| 福士 剛彦 | 千曲市上山田温泉3-34-3 長野寿光会 上山田診療所 | 千曲市上山田温泉3-34-3 長野寿光会 上山田病院 |
| 倉島 志八 | 千曲市上山田温泉3-34-3 長野寿光会 上山田診療所 | 千曲市上山田温泉3-34-3 長野寿光会 上山田病院 |
| 上條 敦 | 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院 | 諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院 |
| 萩元 緑朗 | 伊那市小四郎久保1313 伊那中央病院 | 駒ヶ根市赤穂3230 伊南行政組合 昭和伊南総合病院 |
| 村山 秀喜 | 松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団 慈泉会 相澤病院 | 塩尻市宗賀1295 医療法人財団 敬仁会 桔梗ヶ原病院 |
| 濱田 隆正 | 飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院 | 飯山市南町13-13 腎・泌尿器科 いいやま診療所 |
| 芦澤 僚平 | 伊那市小四郎久保1313-1 伊那中央病院 | 上伊那郡箕輪町中箕輪12207-2 芦澤整形外科 |
| 本田 哲三 | 飯田市毛賀1707 輝山会記念病院 | 駒ヶ根市赤穂3230 伊南行政組合 昭和伊南総合病院 |
| 大和 俊彦 | 諏訪市高島1-14-1 医療法人 岩波医院 岩波医院 | 諏訪市高島1-14-1 医療法人 大和整形外科医院 大和整形外科医院 |

障害者支援課

長野県告示第443号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 診療を行う医療機関の所在地及び名称 | 辞退年月日 |
|-------|------------------------------------|------------|
| 小川 保徳 | 上田市常磐城5-1-27 小川眼科医院 | 平成23年3月6日 |
| 横山 正男 | 飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院 | 平成23年3月31日 |
| 木下 太賀 | 松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団 慈泉会 相澤病院 | 平成23年3月31日 |

障害者支援課

長野県告示第444号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字奈良井字下峠59のイの1・字大官林249の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、249の6、字三ノ段837の1
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第445号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字贅川字峠ノ沢2854のイの23
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第446号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字北小野字笹見平1655、1656、1657の1、1657の2、1658から1660まで、1661の1、1661のロ、1662のイ、1662のロ、1663、1664のイ、1664の1、1665の1、1666から1669まで、1671の1、1671の2、1672、1673の4、3488の1、3489の1、3490のイ、3490の1、3490の3、3490の8、3491のイ、3491の1、3492のイ、3492のロ、3493、3495、3496の1、3496の5、3497、3498、3499
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第447号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字富草63の3、64の1、64の2、65の1、65の2、73の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字富草63の3、64の1、64の2、65の1、65の2、73の1

（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第448号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村清内路1216の15、1228の6、1294の1、1337の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

清内路1228の6、1294の1、1337の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第449号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市下久堅南原28の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第450号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681の584、3681の585

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第451号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び上田市役所に備え置きます。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部 守一

| 区域名 | 区域の範囲 | 市町村名 | 大字又は町名 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|-----|---|------|--------|-----|--------------------------|--------------------------|
| 下室賀 | 右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた区域。 | 上田市 | 下室賀 | 神宮寺 | 1655番 1657番1 1646番 | 1号及び6号 2号から4号まで 5号 |

砂防課

| | |
|--------|--------|
| 8,343 | 8,330 |
| 7,340 | 7,323 |
| 21,515 | 21,484 |
| 18,179 | 18,161 |
| 38,335 | 38,273 |
| 21,477 | 21,454 |
| 8,370 | 8,368 |
| 26,460 | 26,468 |

選挙管理委員会

選告示第38号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成23年6月16日

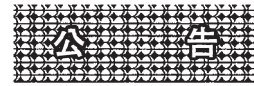
長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

| | |
|---------|---------|
| 35,181 | 35,155 |
| 359,834 | 359,620 |
| 7,507 | 7,501 |
| 22,842 | 22,840 |
| 17,601 | 17,586 |
| 8,826 | 8,809 |
| 6,639 | 6,626 |
| 9,088 | 9,081 |
| 7,103 | 7,092 |
| 104,310 | 104,279 |
| 64,676 | 64,683 |
| 46,436 | 46,432 |
| 20,533 | 20,515 |
| 28,433 | 28,402 |
| 13,814 | 13,793 |
| 19,495 | 19,479 |
| 11,851 | 11,831 |
| 18,879 | 18,857 |
| 9,092 | 9,087 |
| 19,201 | 19,163 |

別表中

を

に改める。



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年6月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人安曇野音楽文化サポートネット
- 3 代表者の氏名
吉原宣親
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市豊科5946番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、音楽を愛する全ての個人及び団体・バンドに対し、音楽文化の発表の場・交流の場を提供し、音楽文化と地域の活性化を図ると共に、安曇野交響楽団を作り、小中高の吹奏楽部との定期演奏会を開催し、介護施設、老人ホーム、障害者施設等への定期的な訪問を通し、施設の方に癒しの時間を共有してもらおうと共に青少年の育成に寄与する。

県民協働・NPO課